

# 4月23日(日)に投票所へ行けない方は、 期日前(不在者)投票をご利用ください 4月17日(月)～4月22日(土)

仕事、用事、旅行、入院、出産等の理由で、4月23日(日)に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。  
※前回選挙の期日前投票所別投票者数を [区HPQ 201811] に掲載しています。比較的空いている期日前投票所にお越しいただき、混雑緩和にご協力をお願いします。

## 区内で期日前投票をする場合

ご自分の入場整理券(届いている場合)をお持ちください。

### 〈手続き〉

入場整理券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめご本人が必要事項を記入のうえ、お近くの期日前投票所へお持ちください(各期日前投票所にも期日前投票宣誓書を用意しています)。

### 〈期日前投票受付場所・受付期間〉

受付場所	受付期間	受付時間
世田谷区役所 (第3庁舎3階)	4月17日(月)～ 4月22日(土)	午前8時30分～ 午後8時 (土曜も同じ)
まちづくりセンター (28か所)		

## 指定された病院等で不在者投票をする場合

指定された病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。指定施設に該当するか等詳しくは、施設にお問い合わせください。

## 新型コロナウイルス感染症により 療養されている方へ

新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請等を受け、自宅や宿泊施設等で療養している方は、郵便等により自宅等で投票用紙に記入し投票する「特例郵便等投票」が利用できます。制度について詳しくは、[区HPQ 201811] をご覧ください。

## 滞在先の区市町村の不在者投票所で投票する場合

この方法は郵便によるため、手続きに日数がかかります。配達日数等も考慮し、お早めにご請求ください。

※4月23日(日)までに世田谷区外に転出される方は、投票できません。

### 〈手続き〉

① 不在者投票宣誓書兼請求書(下記様式または入場整理券裏面)をご本人が記入のうえ世田谷区選挙管理委員会に至急郵送(★)または持参

② 世田谷区選挙管理委員会から、ご本人の希望送付先に投票用紙等を郵送

③ 投票用紙等が届いたら、滞在先の区市町村の不在者投票所で不在者投票

★〒154-8788 [選挙期間専用]

世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区選挙管理委員会 行

### 不在者投票宣誓書兼 請求書の様式

様式は [区HPQ 201811] からダウンロードできます。また、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターに所定の用紙が置いてありますのでご利用ください。なお、便せん等を使用することも可能です。その場合は右記のように作成してください。

### 不在者投票宣誓書兼請求書

4月〇日

私は、令和5年4月23日執行の世田谷区議会議員・区長選挙の当日、公職選挙法の不在者投票の事由に該当する見込みですので、本書を宣誓書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③世田谷区内の住所
- ④投票用紙等の希望送付先の郵便番号・住所(方書きやアパート名・部屋番号等も正確に)
- ⑤電話番号(自宅と携帯)

## お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード(※)を用意しています。必要な方は投票所係員にお申し出ください。また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

※イラストを指し示すことで自分の意思を伝えることができるボード

## 代理投票

疾病等によりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は堅く守られます。

## 投票・開票速報

投票・開票の状況及び開票結果は、[区HPQ 201811] で随時お知らせします。開票は4月23日(日)午後9時から、総合運動場体育館(大蔵4-6-1)で行います。世田谷区の選挙人名簿に登録されている方は、開票を参観できます。

## 選挙運動に関する注意事項

選挙運動は、18歳以上の方が告示日から投票日の前日まで行うことができますが、いくつかの禁止事項があります。主な例は下表をご覧ください。

例	18歳以上	18歳未満
候補者の選挙運動員になること	○	×
ホームページ、ブログ、Twitter、LINE等のインターネットを使用して選挙運動をすること		
電子メールを使用して選挙運動をすること	×	
選挙運動用のホームページや電子メール等を印刷して配ること		

## お願い

投票所へのお車での来場、ペットを連れての来場はご遠慮ください。

※補助犬は入場することができます。

## 区内施設の一部が利用できなくなります

選挙のため、区内施設の一部が利用できなくなります。ご協力をお願いします。

### ●総合運動場の一部施設の利用制限

開票事務のため、右表のとおり利用できなくなります。

また、右表以外の施設にも利用制限があります。詳しくは、総合運動場管理事務所(☎3417-4276 ☎3417-1734)へお問い合わせください。

一般開放施設名	利用できない日時
温水プール	4月23日(日)午後6時以降
駐車場	4月23日(日)午後7時以降
トレーニングルーム	4月23日(日)、24日(月)終日

## 新型コロナウイルス 感染症対策

新型コロナウイルス感染症への対応として、各投票所及び期日前投票所において消毒液の設置、飛沫防止シートの設置等の対策を講じます。ご来場の際は咳エチケットにご協力ください。また、持参した鉛筆で投票用紙に記入することができます(ボールペン(特に水性)は、インクがにじむため推奨しませんが、ご使用いただいても構いません)。

政治家の寄附は禁止されています

～有権者のこころがけ～

受け取らない

求めない